

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（6）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聽きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	25	久留和漁港	久留和	水産庁	横須賀市	656	人工海岸 自然海岸	津波	砂浜		-	-	-	-	漁港施設用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準の確保を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行つ。冲合の漁場・磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤については、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。	
												離岸堤	142	1.4	-	-						
		26	横須賀(河)	秋谷 大崩浜田	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,333	自然海岸	津波侵食	護岸	不明	不明	-	-	道路 住宅地 駐車場	・海岸の侵食を防止し、砂浜の消波の機能の確保に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・粗粒材を使用した計画的な養浜により回復した浜の維持管理を行い消波機能の確保を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤については、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜の回復により砂浜の消波の機能の確保が図られる。	
												消波堤	不明	不明	-	-						
												砂浜	-	-	-	-						
	③葉山・逗子	27	葉山(河)	一色下山口	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	2,595	自然海岸	津波侵食	護岸	47	不明	-	-	道路 住宅地 公園用財産	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	藻場や天然磯場などの生物環境や天然記念物など貴重な動物、植物の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤及び空堀について、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が確保されるよう施設の整備に取り組む必要がある。砂浜の変動状況をモニタリングしながら対処する。	
												消波堤	135	不明	-	-						
												砂浜	-	-	-	-						
												突堤	175m (2基)	2.97	-	-						
		28	真名瀬漁港	葉山	水産庁	葉山町	540	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	277	4.6	-	-	道路 住宅地	・高潮、津波時の越波、浸水を防止し海岸背後地を防護するため対策を計画する。 ・一定の防護水準を維持する。	高潮、津波時の越波、浸水を防止し海岸背後地を防護するため対策を計画する。 ・一定の防護水準を維持する。	優れた景観、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼びかけや秩序ある海岸利用の呼びかけなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	越波の防止によって海岸背後地の生活環境が向上する。	
		29	葉山(河)	堀内	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,240	自然海岸	津波侵食	離岸堤	257 (4基)	2~3.8	-	-	道路 住宅地	・北部地区で発生している高潮時の飛沫等の被害から背後地を防護するため、対策を検討する。 ・現状の砂浜を保全する。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、対策を計画する。	離岸堤によって現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼びかけや秩序ある海岸利用の呼びかけなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤及び消波工について、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
		砂浜	-	-	-	-																
		突堤	126m (3基)	1.9~2.5	-	-																
		護岸	44	1.9	-	-																
		消波工	40	1.5	-	-																

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（7）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)							
横須賀	③葉山・逗子	30	葉山港(港)	葉山	国土交通省港湾局	神奈川県	257	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	護岸	不明	不明	二	二	道路 住宅地	・海岸の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・養浜によって現況汀線の維持を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	優れた景観資源、沖合の漁場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰り等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	侵食の防止によつて砂浜および背後地の保全が図られる。越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
										砂浜	二	二	二	二								
										消波工	二	二	二	二								
	③逗子・葉山	31	逗子(河)	逗子 新宿桜山	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,901	自然海岸	津波 侵食	護岸	448	4.8	二	二	道路 住宅地 商業地 駐車場	・海岸北側の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・養浜によって現況汀線の維持を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域について、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の漁場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護。	海岸ごみの持ち帰り等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	海岸北側の狭小な海岸は利用の妨げとなつてゐる。汀線変化の解析結果から海岸線は近年侵食傾向にあることばかりでなく、年間に1回程度の定期的な点検・評価を行つており対策が求められる。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。	
										砂浜	二	二	二	二								
										消波工	268	1.74	二	二								
										消波堤	573	不明	二	二								
藤沢	④鎌倉	33	小坪漁港	小坪	水産庁	逗子市	1,051	人工海岸 自然海岸	津波 侵食(飛砂)	護岸	380	不明	二	二	道路 住宅地 商業地 駐車場	・都市型漁業を振興するとともに、海洋レクリエーション拠点としての共存を図る。 ・一定の防護水準を確保する。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行ふ。	冲合の磯場、藻場の保全、保護。	良好な漁業環境の維持や海洋レクリエーションとの共生が図られるよう配慮する。海岸ごみの持ち帰り等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が確保されるることによって、背後地の生活環境が維持される。	
										消波堤	573	不明	二	二								
										護岸	3309	4.0~8.8	二	二								
										消波工	456	不明	二	二								
										砂浜	二	二	二	二								
藤沢	④鎌倉	33	鎌倉(河)	由比ヶ浜	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	3,331	自然海岸	津波 侵食	護岸	3309	4.0~8.8	二	二	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しむ・伝えよう」相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化の海岸を実現させる。	高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、施設整備によるハード対策とともに、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。	自然砂浜海岸の保全、海岸の打ち上げゴミ類の運搬等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	海岸ごみの持ち帰りなど、海岸の打ち上げゴミ類の運搬等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による飛砂に対する対策として、海岸の打ち上げゴミ類の運搬等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による飛砂に対する対策として、海岸の打ち上げゴミ類の運搬等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による飛砂に対する対策として、海岸の打ち上げゴミ類の運搬等の変状について、日常的な巡回や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
										消波堤	315	2.1	二	二								
										護岸	380	不明	二	二								
										砂浜	二	二	二	二								

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（8）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に詳しい学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
藤沢	④鎌倉	34	鎌倉(河)	七里ヶ浜	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	2,600	自然海岸	津波侵食	護岸		2095	5.9~10.5	ニ	ニ	住宅地	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」の海岸を実現させる。 高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	養浜により現状の砂浜を維持することを目的とする。 また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフトライト対策を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	砂草などの保全を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。 また、史跡の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	沙浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。
										砂浜		ニ	ニ	ニ	現況の砂浜を維持することを基本的な目標とする。 一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。							
		35	腰越漁港	腰越	水産庁	鎌倉市	1,028	自然海岸 人工海岸	津波	護岸		不明	不明	ニ	ニ	住宅地	小動岬など鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」の海岸を実現させる。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。 また、景観の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
										離岸堤		204.4	3.8	ニ	ニ							
	⑤藤沢・茅ヶ崎	36	湘南港(港)	藤沢	国土交通省 港湾局	神奈川県	1,586	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		1295	5.0~不明	ニ	ニ	住宅地 駐車場	海岸災害から海岸を防護するとともに、観光地としての島の景観に相応しい海辺づくりの創出を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 また、避難所を整備し、避難経路を地域住民へ周知徹底を図る。	冲合いの藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持、海岸沿いの散歩道の維持・補修を図る。 海岸ゴミの持ち帰りなど海岸利用の呼び掛けや秩序ある海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
										突堤		135.2	3.8	ニ	ニ							
		37	片瀬漁港	片瀬	水産庁	藤沢市	142	人工海岸 自然海岸	津波	防潮堤		142	6.5	ニ	ニ	住宅地 商業用地	高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、河川整備計画との整合を図りながら、総合的に対策を計画する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。 その後の公園を配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	・防潮堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	定の防護水準が維持される。
										護岸		1916	4.0~8.1	ニ	ニ							
		38	藤沢(河)	藤沢	国土交通省 水管 国土保全局	神奈川県	5,239	自然海岸	津波侵食	護岸		1916	4.0~8.1	ニ	ニ	住宅地 商業用地 道路 駐車場	現状の砂浜を保全することを基本として、養浜を主体とした海岸侵食対策に取り組む。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。 また、海岸を散策し、楽しませるためのユニークなサルテイザン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。 また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。	
										砂浜		ニ	ニ	ニ								

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（9）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果						
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面								
												589	5.8~6.5	ニ	ニ			防護面	環境面	利用面								
藤沢	⑤藤沢・茅ヶ崎	39	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(中海岸)	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県	4,793	自然海岸	津波侵食	護岸		231 (5基)	不明	ニ	ニ	住宅地 商用用地 農用地 森林	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、多様な海洋レクリエーションや漁業との利用調整を図る。海岸を侵食から防護するとともに、安全で快適な環境に、茅ヶ崎らしく、海に向かってつながる海岸を目指す。この海岸による被害が想定される地域においては、高潮や津波等による被害が想定される。	養浜を主体とした侵食対策により砂浜全体の回復を図ることで、十分な波消機能を有した背後地を防護する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、茅ヶ崎らしい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用がなされるようマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用がなされるようマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸に於ける施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜が回復されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。					
										空堤		231 (5基)	不明	ニ	ニ													
										砂浜		ニ	ニ	ニ	ニ													
		40	茅ヶ崎漁港	南湖	水産庁	茅ヶ崎市	578	自然海岸 人工海岸		護岸		352.5m	5	ニ	ニ	住宅地	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、地元漁業との利用調整を図る。	云達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	漁港西側の堆積砂を、侵食が著しい中海岸に養浜材として搬入し、海岸の保全を図る。	申請第1種漁港のため、地元漁業者の漁港とし、利用を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	現状の砂浜を保持するとともに、波浪を減衰させ、背後の護岸、サイクリング道路の防護が図られる。						
										砂浜		ニ	ニ	ニ	ニ													
										ヘッドランド		390	4	ニ	ニ													
平塚	⑥平塚・大磯東部	42	平塚(河)	平塚	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県	3,003	自然海岸		護岸		702	6.5	ニ	ニ	住宅地 商用用地 農用地 森林	県下第一の相模川の河口部に位置し、豊かな海と川の地形と景観を呈していたが、近年、これらが急速に失われた。この失われた自然を出来るかぎり再創生することを基本方針とする。また、より良い海岸環境を利用を創造しようと海水浴場を創造し、景観に貢献する。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。海岸が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、茅ヶ崎らしい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用がなされるようマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用がなされるようマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	沙浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。					
										砂浜		ニ	ニ	ニ	ニ													
										消波堤		700	1.5	ニ	ニ													
										住宅地 商用用地 農用地 森林		海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	・消波堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	沙浜については、日常的な巡回や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。											
										護岸		350	1.5	ニ	ニ													
										堤防		420	8	ニ	ニ													
										砂浜		ニ	ニ	ニ	ニ													
										突堤		263 (2基)	2.5	ニ	ニ													

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（10）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に詳しい学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聞きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果		
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面				
⑥平塚・大磯東部	43 大磯(河)	大磯	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	710	自然海岸	津波	堤防			785	8~8.5	-	-	住宅地 商業用地 森林	比較的幅の広い砂浜を保全するとともに、周辺海岸の海岸線変動状況にも留意しつつ、広域的な視点により沿岸漂砂の連続性を考慮した総合的な対策を図る。防砂林や砂草を保全し、良好な海岸環境を形成する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	砂浜海岸の保全を図り、海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど海岸環境の向上を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸閘については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	適切な砂浜の維持管理により海岸利用の向上が見込まれる。			
								砂浜				-	-	-										
												-	-	-										
	44 大磯港(港)	大磯	国土交通省 港湾局	神奈川県	652	人工海岸 自然海岸	津波	提防 (防潮堤)			652	8.61	-	-	住宅地	海岸災害を防護するとともに、県下で有数の海水浴場として利用されていることから、海岸の保全を図る。	砂浜海岸を保全し、堆砂状況をモニタリングし、良好な海岸の維持を図る。	砂浜ゴミの持ち帰り等、海岸利用者のマナー向上を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸閘については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。				
								砂浜				-	-	-										
												-	-	-										
平塚	45 大磯(河)	大磯	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県 ・国土交通省	3,927	自然海岸	高潮(越波)	岩盤型 施設 (仮称)			-	-	砂礫流出 防止に必要な延長	平常時露 出しない高 さ	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ砂浜が流出したため、投げ釣りや散策等の利用が回復出来るよう、保全対策を行う。	大磯港西側は、平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を未ださせないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目指す。台風第9号の被災区間は二宮海岸と連続した侵食対策を検討する。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	自然環境の保全、保護に配慮した良好な海岸利用を図る。	・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。			
												-	-	-										
⑦大磯西部・二宮	46 二宮(河)	二宮	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県 ・国土交通省	2,333	自然海岸	高潮(越波) 侵食	護岸		164.5	9.5	-	-	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ砂浜が流出したため、豊かな緑と連なる美しい砂浜の回復と安全安心、海水浴場としての砂浜と漁業、投げ釣りや散策等の利用が回復出来るよう、保全対策を行う。	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を未ださせないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目指す。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を回復する。	今後も、海水浴場として機能を回復する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。				
								突堤		100 (2基)	3.5	-	-		平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を未ださせないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目指す。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	今後も、海水浴場として機能を回復する。		・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。					
												-	-	-										
								岩盤型 施設 (仮称)		-	-	砂礫流出 防止に必要な延長	平常時露 出しない高 さ		平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を未ださせないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目指す。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	今後も、海水浴場として機能を回復する。	・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	・洗掘防護施設(仮称)については、施設の損傷・劣化等について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。					
												-	-	-										

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（11）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑧小田原東部	47	二宮漁港	梅沢	水産庁	二宮町	280	自然海岸	高潮(越波)侵食	突堤 砂浜 人工リーフ	61 = 70	1.5 = -1.5	= =	=	住宅地 森林	豊かな緑と美しい砂浜の保全を第一とし、長期的な視点で海岸侵食の防止を図る。また、快適で安全安心な生活環境の維持・増進を図り、砂浜の確保と漁業・散策等の利用にも配慮した海岸整備を行う。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能の確保を図る。	自然砂礫海岸の保全、河川等から流出・漂着した大型ゴミなどの迅速な対応により海岸環境の維持・向上を図る。	沿岸漁業、投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・突堤及び人工リーフについては、プロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてプロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。	
												護岸 門扉 (角塔も含む) 砂浜	1460	9.03~ 10.70	検討中	検討中	モニタリングを行なうとともに、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用にも配慮した落ち着いた海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、現状の砂浜全体の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の状況について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・門扉については、日常的な巡回、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ることで、国土保全が図られる。また、砂浜等を維持することで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。
		48-1	小田原(河)	小田原(前川)	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県	1460	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸 門扉 (角塔も含む) 砂浜	7 =	9.03~ 10.70	検討中	検討中	モニタリングを行なうとともに、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用にも配慮した落ち着いた海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、現状の砂浜全体の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の状況について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・門扉については、日常的な巡回、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の回復を図ることで、国土保全が図られる。また、砂浜等を維持することで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。		
		48-2	小田原(河)	小田原(国府津)	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県 国土交通省	1,470	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸 門扉 (角塔も含む) 砂浜 沿岸漂砂埋立抑制施設	1470 5 =	7.95~ 9.70 7.95~ 9.70 必要な延長	800 4 必要な延長	10.50	住宅地等	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出により砂浜が侵食されているとともに、海底勾配が急で海底谷が近接しているため、背後地を防護するため、背後地を防護するため、海底勾配により消波機能を向上させ、併せて海岸保全施設の整備を行う。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつての国府津海岸の漁業や海水浴場等活気ある海岸が回復されるよう整備を行う。	侵食に対しては、環境や漁業に配慮し粒径を考慮した養浜を主体に砂浜の回復を図る。平成19年台風第9号により大量の砂礫が海底谷へ流れ出し、大規模な海岸侵食が発生している。そのため、背後地を防護するため、海底勾配により消波機能を向上させ、併せて海岸保全施設の整備を行う。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつての国府津海岸の漁業や海水浴場等活気ある海岸が回復されるよう整備を行う。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の状況について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・門扉については、日常的な巡回、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の回復を図ることで、国土保全が図られる。また、砂浜等を維持することで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。	
		48-3	小田原(河)	小田原(小八幡)	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県	2450	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸 堤防 砂浜	320 2130 2450	7.72~ 8.77~ 8.38	検討中	検討中	モニタリングを行なうとともに、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しても、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の状況について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ることで、国土保全が図られる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植物の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。		
		48-4	小田原(河)	小田原(東町)	国土交通省水管 理・国土保全局	神奈川県	926	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸 堤防 砂浜	100 826 =	9.51 9.50 必要な延長	検討中	検討中	モニタリングを行なうとともに、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の状況について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡回や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ることで、国土保全が図られる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植物の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。			

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（12）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に詳しい経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聞きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原 ⑧小田原東部	49	小田原漁港	東町	水産庁	神奈川県 小田原市	350	自然海岸	高潮(越波)侵食	堤防	336	9.25	-	-	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上		
	50	小田原漁港	浜町	水産庁	神奈川県 小田原市	1,775	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	125	8.09~11.10	-	-	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行なうながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤・人工リーフ及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止		
	51	小田原漁港	本町	水産庁	神奈川県 小田原市	1,775	自然海岸	高潮(越波)侵食	砂浜	255	5.00~11.47	-	<td data-kind="parent" data-rs="5">住宅地 商業地 工業地</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">モニタリングを行なうながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">漁業やレクリエーション利用に配慮する。</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤・人工リーフ及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。</td> <td data-kind="parent" data-rs="5">養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止</td>	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行なうながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤・人工リーフ及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止		
	52	小田原漁港	南町	水産庁	神奈川県	380	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	438	8.24~11.58	-	-	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や、高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上		

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（13）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聽きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
⑧小田原東部	53	小田原漁港	早川	水産庁	神奈川県	1,395	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸 砂浜 離岸堤 潜堤	1022 = = 110 (2箇所) 新設	7.00~13.20 = = 3 200	= = = = = = 未定	一定の防護水準を維持するため、長期的に対策を計画する。 貴重な砂浜の保全を図る。 都市型漁業の振興として、都市との交流拠点の形成など海の総合的利用を図る。	住宅地	高潮等の越波から背後地を防護するため、長期的に対策を計画する。 貴重な砂浜の保全を図る。 都市型漁業の振興として、都市との交流拠点の形成など海の総合的利用を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のため点検を継続的に行う。 また、長期的には沖合いに海域環境に配慮した潜堤を設置し越波防止を図る。	漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。 人間社会による自然環境を生かしたふれあい緑地へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。	漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。 漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤及び潜堤については、プロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてプロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	背後地への高潮災害の防止砂浜の回復・安定化水産協調型施設の導入による海域環境の向上		
⑨小田原西部	54	小田原(河)	根府川	国土交通省水管管理・国土保全局	神奈川県	512	自然海岸	津波	護岸 護岸 消波工 人工リーフ	277 新設 150 改良	8.44~12.0 = = 不明 200	= = = = = = = =	検討中 検討中 = 1.8 検討中	典型的な岩石海岸で大玉石海岸で、漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できる海岸整備を行う。	典型的な岩石海岸で、大玉石海岸で、漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できる海岸整備を行う。	高潮・侵食に対しては、高波浪を減衰させ、背後地への浸水を防止する。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	高潮・侵食に対しては、高波浪を減衰させ、背後地への浸水を防止する。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等のそれぞれの良好な利用が出来るよう、白砂青松海岸とする。	漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等のそれぞれの良好な利用が出来るよう、白砂青松海岸とする。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人工リーフについては、プロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてプロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	白砂青松海岸を守り、地域や観光者の安全で快適な海洋レクリエーション基地を保全・保護することで、海岸利用の促進が図れる。また、海岸に接した貴重な平坦地を海岸侵食から防護するこで国土保全の目的を達成することが出来る。	
⑩真鶴・湯河原	55-1	白磯海岸	白磯海岸(現在、海岸保全区域の指定はない)	国土交通省水管管理・国土保全局	神奈川県	(未指定)	自然海岸(崖海岸)	侵食	消波堤	新設	= =	検討中 検討中	崖(上部は住宅地)	磯と斜面線地からなる自然海岸で、磯釣り、磯遊びや豊かな動植物の宝庫と言われる、野外学習の場ともなっている。こうした自然を保護しつつ、海岸の安全確保と崖の安定性向上及び崖上住宅地等の安全性を高める。	磯と斜面線地からなる自然海岸で、磯釣り、磯遊びや豊かな動植物の宝庫と言われる、野外学習の場ともなっている。こうした自然を保護しつつ、海岸の安全確保を行い、併せて、海岸の安全利用が促進されるような海岸整備を行う。	出来的限り自然に手をつけず、近自然的な手法で、海崖底部の波浪からの侵食を防止して、崖の安定性向上及び崖上住宅地等の安全性を高める。	現在の豊かな海岸環境を維持するとともに、さらに向上が望めるような海岸環境の整備を図る。	漁業や安全で快適な磯釣り、磯遊び等の海洋レクリエーションが行えるよう自然環境の保全と利用を図る。	・消波堤及び人工リーフについては、プロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてプロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	海食崖基部の侵食を防止することで、崖及び崖上住宅地の安全性の向上が図られると共に、海岸の利用環境を増進することが出来る。		
⑪真鶴・湯河原	55-2	真鶴港(港)	真鶴	国土交通省港湾局	神奈川県	850	自然海岸人工海岸	高潮(越波)	護岸 離岸堤 人工磯	改良 70 750	5.60~6.50 3.00 1.72	検討中 = = = =	住宅地商業地漁業港湾関連施設	岩礁海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、磯遊び等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できるよう一定の防護水準を確保しながら海岸整備を行う。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては、港湾利用と整合を図りながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保全施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設の維持、改良にあたっては、景観に配慮すると共に親水性を高める。	利用促進を考慮し、海岸への近づき易さや緊急時の避難のし易さに配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤及び人工磯については、プロック(被覆石)の移動・散乱・沈下等について、日常的な巡回や定期的に回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてプロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	背後地の津波災害を防ぐと共に、自然環境の保全と利用の安全性及び促進が図れる。			

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（14）

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聽きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
小田原	⑩真鶴・湯河原	56-1	湯河原(河)	湯河原(吉浜地区)	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,022	自然海岸	津波侵食		護岸		740	6.50	—	—	住宅地 商業地	湯河原町の黄土な砂浜海岸であり、古くから海水浴場として賑わいを見せてきた。湯河原温泉を防れた人が、気軽に利用できる海岸として、また、みんなの財産として砂浜を今後も保全をしていく。海水浴場としてさらなる賑わいと防災機能の一層の向上を目指した海岸整備を行う。現状の砂浜を保持する。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能を高める。また、高潮・津波対策に対するは情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処するとともに、避難通路等の機能向上を図る。	砂浜の長期的な安定による海生動植物の生息環境の向上を図る。また、海岸への排水による海岸環境の悪化防止を図る。	海水浴場、投げ釣り、サーフィン等の海洋リクリエーションが行えるよう海岸の利用を増進を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や定期的として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び定期的として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や高潮浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	現状の砂浜を保持・回復することで、高潮災害を防止・軽減すると共に、道路護岸の安全性の向上が図れる。また、海水浴場としての賑わいを回復させ、湯河原町の町おこしにも寄与できる。
											突堤		43 (1基)	2.45	—	—							
											門扉 (角落し含む)		13	6.50	—	—							
											砂浜		—	—	—	—							
	⑪湯河原	56-2	湯河原(河)	湯河原(門川地区)	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	932	人工海岸(埋立地)	高潮(越波)		護岸	改良	932	6.50	検討中	検討中	住宅地 下水道 学校 商業地	埋立人工海岸であり、波浪の影響を直接受ける厳しい海岸であるため、背後地を防護する海岸保全施設を適切に管理していく。また、海水と間近に接することができる海の学習の場として、親水性の向上を図り、併せて、海岸愛護が促進されるような海岸整備を行う。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては、海岸利用と整合を図ながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保線施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設の維持、改良にあたっては、景観に配慮するとともに親水性を高める。	子供から大人まで幅広く海と親しむ事ができる空間とする。また、利用便を考慮し、当該海岸と隣接海岸を連続させ、利便性の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人エリーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行って、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	背後の公共施設等の安全性と分断された景観と利用の調和が図られ、湯河原海岸全体としての出来る限りの自然性を復元できる。
											消波工		600	不明	—	—							
											人エリーフ		510	-0.84~-1.84	—	—							
											門扉 (角落し含む)		1	6.50	—	—							

相模湾

横須賀市

三浦市

凡 例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
■	受益地域
···	海岸保全区域
···	海岸保全予定区域
堤	堤防
消	消波工
浜	要浜
護	護岸
リ	人工リーフ
突	突堤
離	離岸堤
ヘ	ヘッドランド
×	水門(陸閘、門扉)
岩	岩盤型施設(板柵)
洗	洗堀防護施設
沿	沿岸漂砂搬流失抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定
を予定している区域

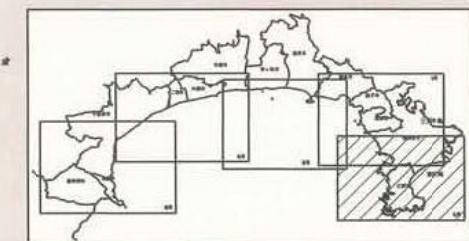


図 3-3-1 基本計画総括図（その 1）

1 : 50,000

1000m 0 1000 2000 3000

1/5

※この地図は、国土地理院の名認を得て、同社発行の収録地図 50000(地図番号)を複製したものである。
(地図番号 平26係様。第360号)

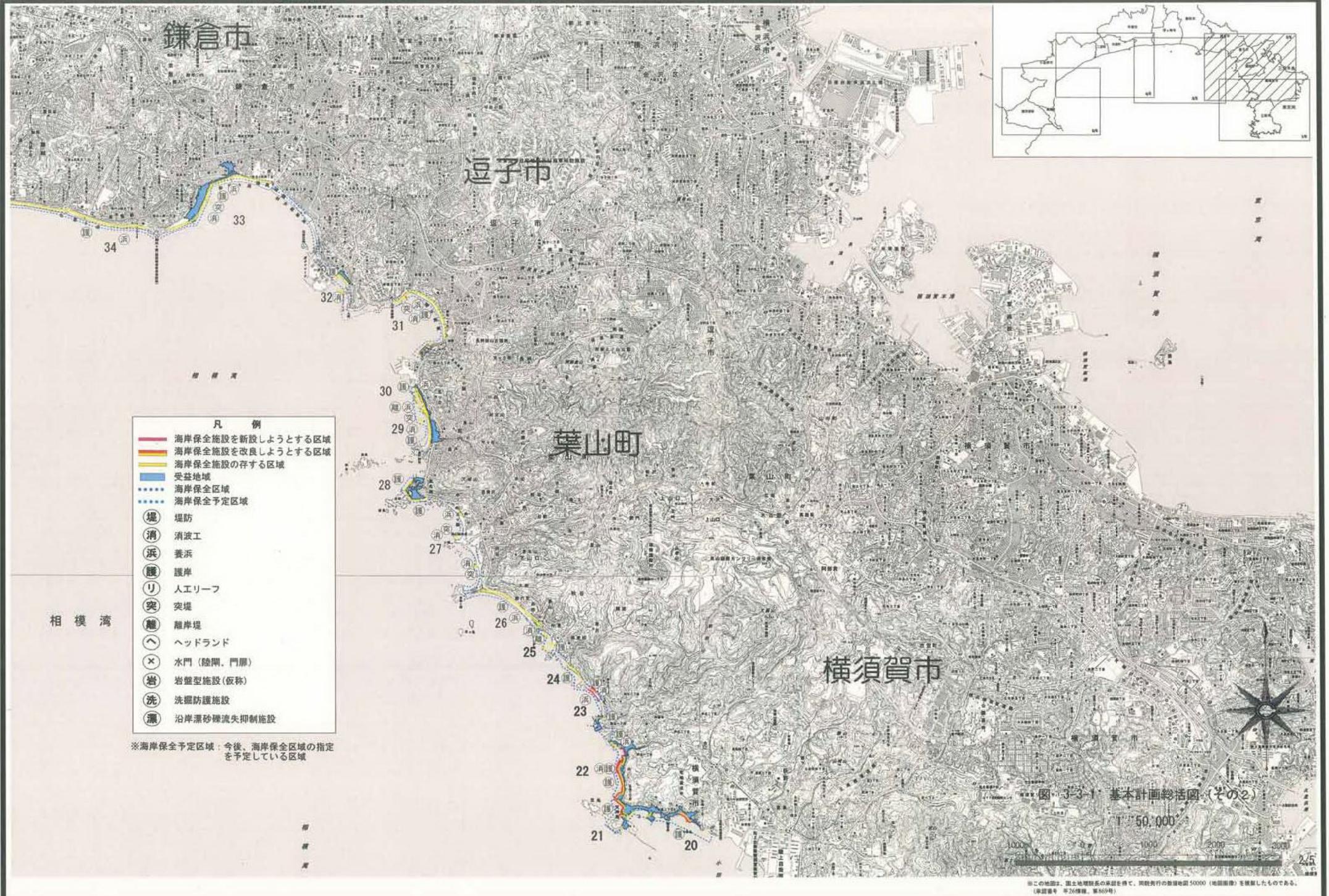


図-3-3-1 基本計画総括図（その2）

1:50,000

この地図は、国土地理院の承認を得て、国税庁行の整備地図50000（地図画像）を複製したものである。
(承認番号 平26復原、第569号)

平塚市

藤沢市

鎌倉市

42

41

40

39

38

37

36

34

33

相模湾

相模湾

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

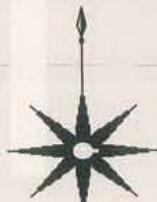
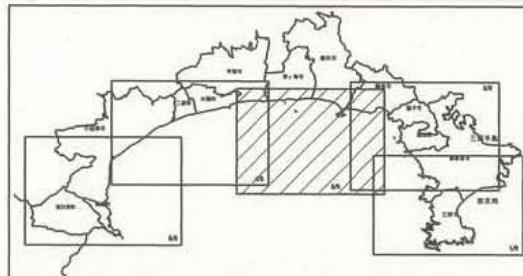


図 3-3-1 基本計画総括図（その3）

1 : 50,000

1000m 0 1000 2000 3000

3/5

※この地図は、国土地理院底の承認を得て、同院発行の電子地図 50000 (地図面) を複製したものである。
(地図番号: #26792, 第659号)

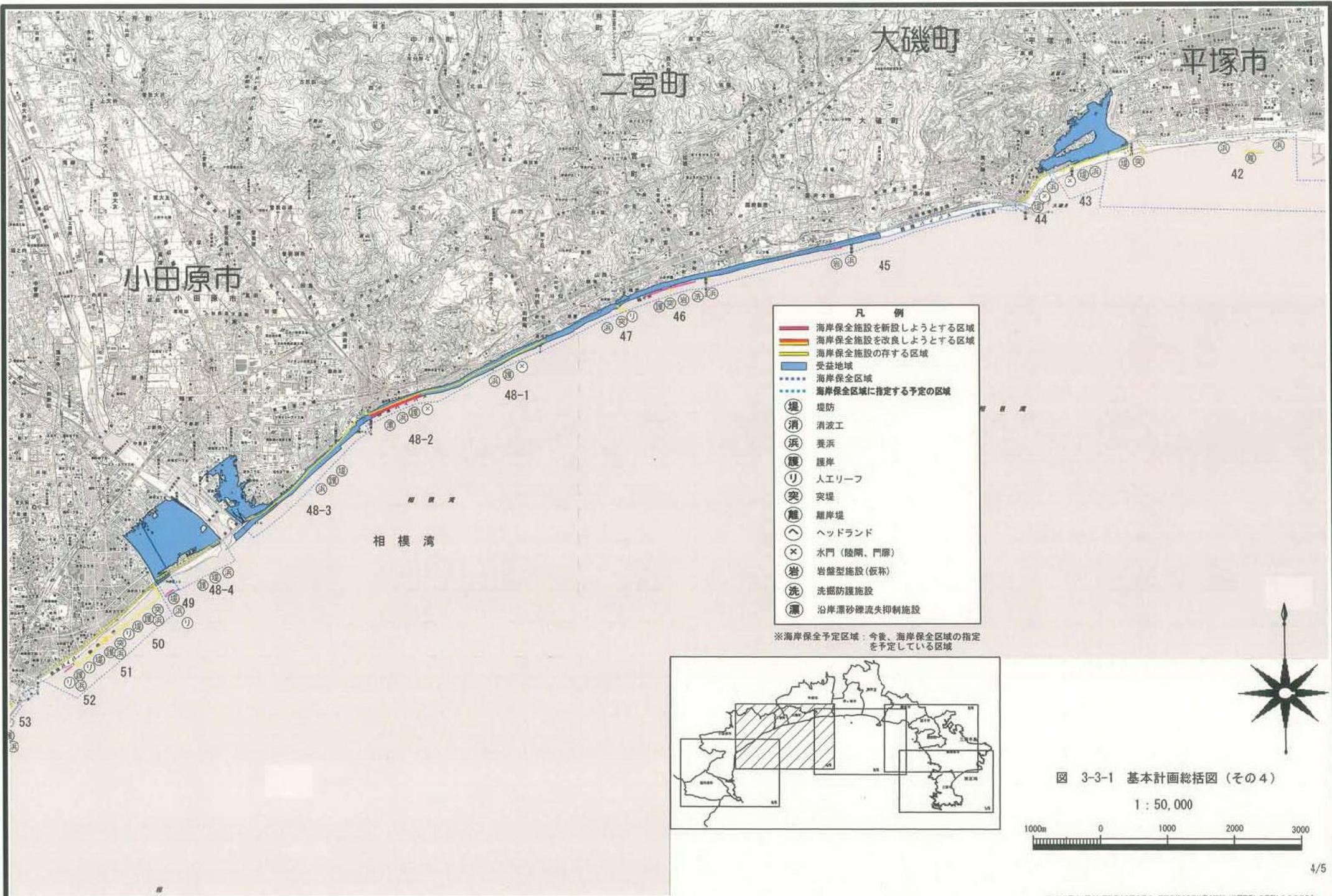


図 3-3-1 基本計画総括図（その4）

